

1 文化財の指定について

(1) 大汝牟遲神社奉納品について

大汝牟遲神社は日置市吹上町中原宮内にあり、大己貴命・仲哀天皇^{おおなむちのみこと ちゅうあい}他6柱を祭神とする。社伝では、鎌倉の鶴岡八幡宮^{かんじょう}を勧請したとされるほか、大和明神（奈良県桜井市 大神神社^{おおみわ}）よりを勧請したとの伝承もある。

当社の創建期は不明だが、『三国名勝図会』（天保14（1843）年編）には、当社に文安元（1444）年^{ぶんあん}以来の棟札^{むなふだ}があると記されている。また文政7（1824）年の「名勝志御再撰方萬しらへ帳 伊作」（『吹上郷土誌』資料編（吹上町2003.）以下「しらへ帳」）には、文安元年をはじめ、弘治3（1557）年・元龜2（1571）年・慶長11（1606）年・慶長6（1601）年・元和4（1618）年・慶安4（1651）年などの中世から近世期にかけての新造・再興棟札の記載がある。これらの棟札には、「大檀那・大檀越・大檀主^{おおだんおつ}」（発起人）として伊作家7代島津犬安丸・相州家2代島津忠幸（運久、忠良継父）・伊作家10代／相州家3代島津忠良（日新斎）・島津宗家15代島津貴久（忠良嫡男）・同家16代義久・義弘（義久弟）・初代薩摩藩主島津忠恒（家久、義弘二男）・2代藩主光久らの名が確認できる。

社領は、江戸時代には50石を有した。また別当寺海蔵院（吹上町湯之浦）も寺領95石を有したほか、貞享5（1688）年には同寺塔頭千住院^{たっちゅう}に8石の寄付がなされている。海蔵院は、応永5（1398）年、伊作久義が広範を開山として創建した真言宗寺院で、島津忠良が幼少期に学問修行した寺とされる（『三国名勝図会』）。

当社で毎年11月に奉納される「大汝牟遲神社の流鏑馬」（県指定無形民俗文化財）は、天文7（1538）年10月25日に島津忠良が加世田城（南さつま市加世田武田）の攻略を祈願して行ったことに始まると伝えられる。当時、忠良は嫡男虎寿丸（貴久）の島津奥州（本宗）家家督継承をめぐり、薩州家島津実久と争っており、同年12月に薩州家の拠点だった同城を攻略している。

『上井覚兼日記』には、貴久の子 島津義久が天正2（1574）年10月25日に当社に参詣し、流鏑馬^{やぶさめ}を観覧したことが記され、また同13年3月1日にも当社を参詣していることが記されている。

また慶長7（1602）年6月13日付島津忠恒（家久）宛の島津龍伯（義久）起請文には、神文（罰文）中の神仏名の中に「取分氏神伊作大汝八幡大菩薩」とある（『大日本古文書』家わけ第16ノ3島津家文書之3（東京大学史料編纂所1982.）1473号）。

当社の歴代の再興棟札や忠良との由緒、義久の参詣記録からは、伊作島津家やその系譜を継ぐ戦国期以降の島津本家の当社への崇敬の篤さがうかがえる。こうした崇敬ぶりは、当社への奉納品からもうかがえ、「名勝志御再撰方萬しらへ帳 伊作」や『三国名勝図会』には、島津忠良・義久・斉宣・斉興らが当社へ奉納した品々があったことが記されている。

これらの奉納品のうち、現存するものは、同社より吹上歴史民俗資料館に寄託保管されている。主に中世以降の資料が中核となっており、戦国時代、島津家の「中興の祖」として知られる島津忠良や、江戸後期の26代島津斉宣が奉納した品がある。これらは、当社と島津家とのつながりを明確に現代に伝える資料であり、日置市の文化財として守り伝え続ける必要があるものと考えられる。

これらの奉納品の文化財指定の諮問については、平成28年度文化財保護審議会では未答申、また今年度第1回審議会では、同社奉納鏡を大汝牟遲神社周辺における海外交流の証左とする点について、学術的裏付けを要するとして継続審査となった。今回の審議で改めて「大汝牟遲神社奉納品」として日置市指定文化財（歴史資料）として一括指定したい。

(2) 奉納品一覧

ア 銅鏡 12面（指定適当）

いずれの鏡も奉納の時期や過程は不詳。奉納数も、県内各神社に現存する奉納鏡と比較しても、決して多くはない。しかし古くは古墳時代のものと推定されるものから中近世期のものまであり、時代は幅広く、当社の歴史的な奉納祭具として貴重である。

なお鹿児島県歴史資料センター黎明館と京都国立博物館工芸室長久保智康氏（当時）により当社奉納鏡の調査が行われている（鹿児島県・鹿児島県歴史資料センター黎明館編『黎明館企画特別展 祈

りのかたち～中世南九州の仏と神～』（「祈りのかたち」実行委員会2006.）所収久保智康氏「中世南九州における神社への銅鏡奉納」。同氏と黎明館の調査によると、当社の12面の鏡のうち、4面が12～15世紀の中国や朝鮮半島で作成された外来鏡とされる。また8面の日本（和）鏡も半数は中世のものであるとされ、内3面は京都出来とされる。奉納者は、これらの鏡の入手経路を有していたことが想定される。

- (ア) 文字入八稜鏡（直径 145mm）中国製 宋代（12～13世紀）
宋代並行期の中国周辺地域での製作か。



（表・裏）

- (イ) 重圏鏡（直径 122mm）中国製 元～明代（13～15世紀）



（表・裏）

- (ウ) 素文鏡（直径95mm）中国製 元～明代（14～15世紀）



（表・裏）

- (エ) ^{きっかちらしぼんじ} 菊花散梵字鏡 (直径 161mm) 朝鮮製 李氏朝鮮代 (14~15世紀)



(表・裏)

- (オ) ^{きっこうじそうちょう} 亀甲地双鳥鏡 (直径 102mm) 鎌倉時代 (14世紀) 京都出来。



(表・裏)

- (カ) ^{ほうらい} 蓬莱鏡 (直径 108mm) 南北朝~室町時代 (14~15世紀) 京都出来。



(表・裏)

- (キ) ^{しゃでんさんすいそうちょう} 社殿山水双鳥鏡 (住吉鏡) (直径 110mm) 室町時代 (15世紀) 京都出来。



(表・裏)

(ク) 素文鏡 (直径 103mm) 室町～江戸時代 (16～17世紀)
地元出来か。



(表・裏)

(ケ) 蓬莱鏡 (直径 115mm) 江戸時代 (17世紀) 京都出来。



(表・裏)

(コ) 蓬莱鏡 (直径 119mm) 江戸時代 (17～18世紀) 京都出来。
「天下一」銘有。



(表・裏)

(カ) ^{しじゅう}四獣鏡 (直径 167mm) 古墳時代 (4～5世紀) か。踏み返し鏡と思われる。



(表・裏)

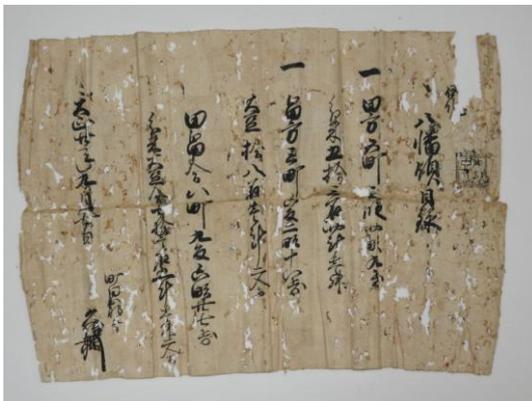
- (シ) 蓬萊懸鏡^{けん}（直径 183mm）江戸時代（17世紀）京都出来。
「人見和泉守」陽鑄、「春成六慶」墨書有。



(表・裏)

- イ 島津義久袖加判伊作八幡領目録（八幡領知行目録）（古文書一紙物
1葉（大破））、天正20（1592）年年9月7日付（指定適當）

天正20（1592）年9月7日付の町田久倍による伊作八幡の領知目録。袖には、島津義久の加判（黒印）がある。久倍は、町田家18代当主で、島津家の重臣。島津忠良・貴久・義久・義弘に代々仕え、家老を務めたほか、伊集院・大口の地頭にもなっている。本書中の「伊作八幡」は、大汝牟遲神社のことと思われる。本書から当時、同社が田畑計8町9反6畝27歩と、米・大豆計71石5斗1升2合の知行があったことがうかがえる。後述（(2)のウ）の島津義久袖加判町田久倍書状（八幡領知行添状）上に見える「目録」は、本書に該当すると思われる。



天正 廿年 九月 七日	町田 出羽 守 久倍 (花押)	伊作	(黒印「義久」)
		八幡領目録	
		一	田方五町三段四畝九歩
		一	外米五拾三石四斗壹升
		一	畠方三町六反二畝十八歩
			大豆拾八石壹斗二合
			田畠合八町九反六畝廿七歩
			外米大豆合七拾壹石五斗壹升二合

ウ 島津義久袖加判町田久倍書状（八幡領知行添状）（古文書包付折紙カ（大破）1葉 315×460mm）、天正20（1592）年9月7日付（指定適当）

先述の島津義久袖加判伊作八幡領知行目録（前項（2）のイ）とともに「八幡領知行目録并添書入／但龍伯公御油墨印」（後筆カ）と墨書された包に納められており、同目録と一連のものと思われる。

破損が激しく、文面の多くが判読できないが、「町田氏正統系譜」17（『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺家わけ3（鹿児島県1993））に本書が所収されており、全文を補完できる。同系譜によると、本書は、袖に島津義久が加判（黒印）した同家老町田久倍の書状。内容は、島津家領内の寺社領が「御下知」により「勘落」（没収）されたが、伊作（大汝牟遲）八幡は他の寺社と異なるものであるとし、別紙目録（前項（2）のイ参照）のとおり社領を保証するとしたもの。なお同系譜には、「伊作大汝八幡宮神人篠原某蔵」と朱書の原注がある。

当時、天正20年8月14日付義久宛秀吉朱印状（『鹿児島県史料』旧記雑録後編2（鹿児島県1982））で、薩摩国内の寺社領は秀吉の下知により、「寺社領并沽却之領知、縦如何様之判形雖在之、令勘落、何茂可致蔵納候」とされ、同日付の義久・細川幽斎宛の秀吉朱印状でも、「寺社領落之檢地仕、當所務を義久蔵入ニ可仕事」とあり、義久・義弘蔵納分の内、近年沽却の田畠を悉く勘落するとともに、寺社領も同様に勘落し、「当所務」より義久の蔵入とすることとされた。

しかしながら、「不混衆寺所以立置、使有司裁目録寄進也」（前出旧記雑録後編2「義久公譜」）、また「而伊作大汝八幡宮神税・千葦太平寺寺田如故、此他名神・巨刹不在此限」（前出「町田氏正統系譜」）とあり、由緒ある寺社などに関しては、勘落が免除された。当時、伊作八幡社と同様の文書が、同年9月3日付で福昌寺（鹿児島）・興国寺（同）・泰平寺（川内）に、同月5日付で南林寺（鹿児島）・廣濟寺（伊集院）に、同月7日付で霧嶋（神宮、目録のみ）に、同月16日付で般若寺（吉松）に発給されている（前出「旧記雑録」後編2・「町田氏正統系譜」17）。いずれも町田久倍発給で、般若寺宛以外は袖に義久の加判（黒印）がある（般若寺宛は袖に「御袖判」とある）。これらの寺社も、由緒に基づいて、勘落が免除されたようである。

る。同年11月5日付義久宛秀吉朱印状には、「台所方不如意」として、重ねて大隅・薩摩・両国寺社領を「落取」し、義久蔵入とすることとされた。ただし、「立置度寺社事者相除、其外者被落取」とされている（『大日本古文書』家わけ第16島津家文書1（東京大学史料編纂所1982.）368号）。

こうした寺社領勘落は、「文禄検地の第一着手」とされる（『鹿児島県史』第1巻（鹿児島県1939））。天正19年、秀吉の朝鮮出兵令により島津氏も動員され、翌年4月に義久の弟義弘は軍勢を率いて渡海することとなっていたが、経済基盤が貧弱だった島津領国は、この軍役を負担できず遅陣してしまう。同年6月には、朝鮮出兵に反対して、島津家臣梅北国兼が肥後国佐敷で反乱を起こす。この反乱は早期に鎮圧されたが、かねて反秀吉方と目された義久・義弘の弟歳久が関与した嫌疑がかけられ、同年7月に秀吉の命で歳久は自刃を命じられた。歳久の旧領祁答院は、検地の上、義久の蔵入となることとされた。さらに細川幽斎（藤孝）を薩摩に下向させ、義久・義弘らの蔵入地を捻出し、島津氏の経済基盤を強化させようとした。しかし、これは島津家臣団の強い抵抗により失敗。続いて文禄3（1594）年9月から翌年2月にかけて、石田三成を掛として、島津領国内の太閤検地を行い、578,733石（初高）を算出。同4年6月29日付朱印状で、秀吉は義久・義弘にそれぞれ10万石の蔵入地を与えた。この他、島津家の家臣伊集院幸侃（忠棟）や一門島津以久（義久従兄弟・垂水家）にも宛がわれたほか、秀吉蔵入地として1万石、石田三成に6200石・細川幽斎に3000石の知行地が設定された。一方、寺社や家臣の知行地の大幅削減と知行再編も行われた（『鹿児島県の歴史』（山川出版1999））。本資料は、こうした太閤検地前の寺社領勘落の中で、島津家に当社が保護された事実を示すものである。

なお「しらへ帳」には、「龍伯（義久）公御寄進」として「御母衣ほろ一ツ」・「法被はっぴ式通」・「千早ちはや式通」が確認でき、『三国名勝図会』にも「母衣一貫明公（島津義久）御寄附」とある。これら義久の奉納品については、現状確認できていない。



(黒印「義久」)

當國寺社領事、以

御下知令勘落候、

雖然異于他之^{目録在}条、

社領^{別紙}事、如先々

被仰付候、被全社納、

可被抽懇祈之由候、恐々

謹言

天正廿年 町田出羽守

九月七日 久倍(花押)

エ 島津日新公寄進御^{えびら}箆 (底92×75mm、92×140mm) (指定適當)

^{えびら}箆は、矢を差し入れて腰に背負う箱形の容納具。正面に蜻蛉、底面に鉢、側面に^{あげはちよう}揚羽蝶、また所々に花・波紋の意匠がある。保存状態は非常に良い。

付随する木箱の蓋には、表書に「伊作大汝八幡社江/御母衣/但三重袋入/右 龍伯(義久)公御寄進/御箆一腰/右 日新(忠良)公御寄進」、裏書に「此^{はこ}匣寛政九年巳三月旧口/相続調替相渡者也」とあって、本資料は、島津忠良(日新齋)が奉納した箆と思われる。木箱には、忠良奉納の箆のほか、島津義久が寄進した^{ほろ}母衣も納められていたようだが、現存が確認できない。

木箱には、「寛政九年丁巳四月/寺社奉行所」と署名され丸型黒印が捺された包(服紗)も付随している(後述(2)の才参照)。

「しらへ帳」によれば、「一御^{えびら}箆 一腰、一御矢 九筋、一御鞭 弍ツ、一御鎧 一領 但、朽損切れくニ相成居申候、右四行 日新公御寄進」とあり、『三国名勝図会』にも「什寶 箆一腰 矢九本 鞭二 鎧一領 以上梅岳君(忠良)御寄附」とあって、忠良は、箆のほか、矢・鞭・鎧も当社へ寄進しているが、こちらも現存が確認できない。

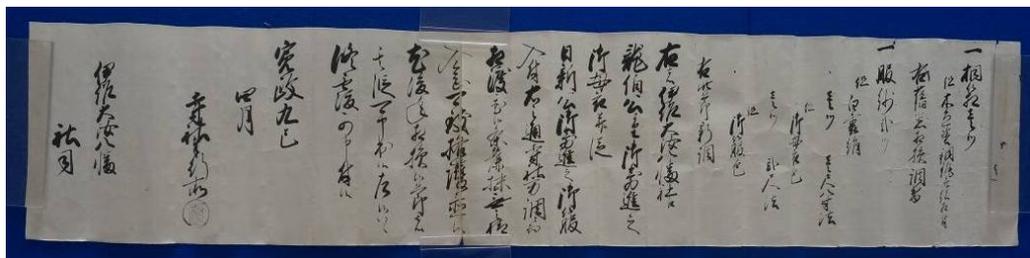


(左から籠・木箱・包 (服紗))

才 寺社奉行所覚書 (籠・母衣) (古文書 継紙 1 葉 195 × 787mm)
寛政 9 (1797) 年 4 月付 (指定適當)

寛政 9 (1797) 年 4 月付の薩摩藩寺社奉行所から伊作大汝八幡社
司宛の覚書。島津義久奉納の母衣と同忠良奉納の籠を包むための服
紗や、収納用の桐箱を新調した旨を記してあり、これらの奉納品を
粗末なく入念に「格護」するよう求めている。

この時、新調された服紗や桐箱は、先述の籠に付随する木箱と包
(服紗) のことと思われる (前項 (2) のエ参照)。



<p>一 桐箱壹ツ 但木色塗銅鈕并緒相付</p> <p>一 右舊覚相続調書</p> <p>一 服紗 但白裏□ (糸篇角旁)</p> <p>一 壹ツ 壹尺八寸法 但御母衣包</p> <p>一 壹ツ 式尺法 但御籠包</p> <p>一 右此節新調</p> <p>一 右者伊作大汝八幡社 江 龍伯公より御寄進之 御母衣并從</p> <p>一 日新公御寄進之御籠</p> <p>一 入付右之通寺社方調二而 相渡置候条籠末無之様</p> <p>一 入念可致格護置候</p> <p>一 尤後年相続候節者</p> <p>一 其段可申出候、左候ハ、 修覆可申付候</p> <p>一 寛政九巳 四月</p> <p>一 寺社奉行所 (黒印)</p> <p>一 伊作大汝八幡 社 司</p>
--

カ 島津斉宣公御詠歌（短冊2葉ともに 375×55mm、木箱（382×77×85mm）付随） 文化5（1808）年閏6月6日付（指定適当）

薩摩藩9代藩主島津斉宣（1773-1841）奉納の和歌短冊2葉。それぞれ「鹿」・「虫」と題した和歌を記している。「虫」の短冊の裏書には、「奉納 文化五年閏六月六日大汝八幡宮」とあり、また付随する箱の蓋裏書には、「左近衛中将源齊宣」とあって、文化5（1808）年閏6月6日に島津斉宣が奉納したことがわかる。

「しらへ帳」には、この二首の和歌を引用の上、「斉宣公御詠歌二首御奉納」とあり、『三国名勝図会』にも「和歌短冊二枚大慈公（斉宣）御寄附」とある。

なお当時、斉宣は文化2年から藩政改革を巡って父重豪（1745-1833）と対立（近思録崩れ・文化朋党事件・秩父崩れ）、文化6年には隠居に追い込まれている。



（表・裏・木箱）

<p>（箱蓋裏書） 左近衛中将源齊宣</p>	<p>奉納 文化五年閏六月六日 <small>大汝 八幡宮</small></p>	<p>（裏） 虫 人とハぬ野中のもりの下草に くるゝをまたぬ虫のこゑ／＼ 齊宣</p>	<p>（表） 鹿 高砂や尾上の鹿の妻こふる こゑをふもとにさそふ松かせ齊宣</p>
------------------------	---	---	---

キ 寺社奉行所覚書（短冊）（古文書 継紙1葉 195×730mm）

文化5（1808）年閏6月6日付（指定適当）

文化5（1808）年閏6月6日付の伊作大汝八幡宮（現 大汝牟遲神社）社司宛の薩摩藩寺社奉行所の覚書。島津斉宣が、「鹿」・「虫」の詠歌短冊二首（前項（2）の力）を同社へ奉納することを記し、これらを粗末にすることなく、大切に保管するよう命じている。



伊作大汝八幡宮 社司	寺社奉行所（黒印） 閏六月六日 文化五辰	無之様可致格護候 御奉納候条以来鹿末 被遊 齊宣公伊作大汝八幡宮 江	右者此節從	一 鹿 高砂や 一 虫 人とハぬ	御詠歌御筆	御短尺 二枚 但桐白木箱入柳板文箱留緒付	覚
---------------	----------------------------	--	-------	---------------------	-------	-------------------------	---

ク その他（歴史的背景が現状不詳で指定不適當）

(ア) 狩衣2点（ともに大破）・袴



(イ) 笙 長さ455mm、底径7mm



(ウ) 陰燈 75×110×220mm



(エ) 祭祀用刀 2振 長さ745mm 鯉口幅35mm (2振ともに)



(オ) 竿はかり 長さ360mm、幅90mm



(カ) 薬調合ガラス棒（長さ 165mm）・薬調合さじ（長さ 170mm）

